

## 軽米町住宅リフォーム奨励事業について(お知らせ)

軽米町では、町民が快適な生活を営むことができるように支援すること及び地域経済の活性化を図るため、町民が自己の住居する住宅を町内の施工業者を利用してリフォーム工事を行う場合に、その経費に対し予算の範囲内で「かるまい共通商品券」を交付します。

### 1. 交付対象者

- (1) 町内に住所を有する方。
- (2) 町内に建てられている住宅の所有者の方。
- (3) 町税等を滞納していない方。
- (4) この事業により、商品券の交付を受けて5年間を経過した方。



### 2. 交付対象住宅

- (1) 対象者が所有し、自己の居住の用に供している住宅であること。
- (2) 店舗、事務所等との併用住宅にあつては住宅部分だけを対象とします。
- (3) 下水道供用開始区域内では、下水道に接続している住宅であること。ただし、下水道への接続工事に併せて工事が行われる場合は対象とします。
- (4) この事業により、商品券の交付を受けて5年間経過した住宅であること。

### 3. 交付対象工事

- (1) 対象工事に要する経費が30万以上の工事であること。
- (2) 対象工事について、国、県または町の他の制度による補助等を受けていない工事であること。
- (3) 町内に主たる営業所を有する法人または個人の施工業者に依頼して行う工事であること。
- (4) 対象住宅の修繕、改修、模様替えその他住宅の維持および機能向上のために行う工事であること。なお、下水道関連工事は、管路および接続工事も交付対象とする。
- (5) 申請のあった年度内に着手し、当該年度内に完了する工事であること。

### 4. 商品券交付額

- (1) 対象工事に要する経費の10%以内で15万円を限度とします。
- (2) 交付する「かるまい共通商品券」は、町内の加盟店でご利用になれます。

※ 以下の工事は、商品券交付対象外ですのでご注意ください。

- ・ 対象工事経費の消費税および地方消費税分
- ・ 住宅の新築工事および車庫、物置等の工事
- ・ 住宅の新築後1年以上経過していない住宅のリフォーム工事
- ・ 住宅の増築工事（ただし、居住部分の改修を主とする工事と併せて床面積を増加させる工事は対象となります。）
- ・ 設備機器（冷暖房機器、音響機器、照明器具、空調機器、システムキッチン等）等の設置で工事を伴わないもの
- ・ 外構工事（舗装、門扉、塀、植栽、エクステリア等）

※ 主とする工事とは、当該工事が全体の50%以上を占める工事とする。